

社会福祉法人かながわ共同会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かながわ共同会（以下「法人」という。）定款第2条第1項の規定に基づき、役員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤とは、法人を主たる勤務場所とし、法人の業務に原則週5日以上従事する勤務形態をいう。

3 非常勤とは、常勤以外の勤務形態をいう。

4 報酬等とは、報酬、通勤手当及び旅費をいう。

5 出張とは、役員が法人業務のため旅行することをいう。

6 旅行の種類は、次のとおりとする。

(1) 県内旅行 神奈川県内における旅行、神奈川県と東京都の区に存する区域との間における旅行及び別表1に規定する指定された地域（以下「指定地域」という。）への旅行をいう。

(2) 県外旅行は、前項に定める地域を除いた本邦内への旅行をいう。

(3) 外国旅行は、外国における旅行をいう。

(適用除外)

第3条 法人の職員を兼務する理事には、この規程は適用しない。

(役員の報酬)

第4条 役員が評議員会若しくは理事会に出席し、又はその他法人業務に従事したときは、報酬を支給する。

2 各年度における役員の報酬等の総額は、8,700,000円を超えない範囲内とする。

3 役員の報酬額は、別表2に定める額とする。

(理事長の通勤手当)

第5条 理事長に通勤手当を支給する。ただし、片道2キロメートル未満の場合は通勤手当を支給しない。

2 通勤手当は、最も経済的な通常の経路及び方法により通勤した場合の費用により計算する。

3 公共交通機関を利用して通勤することを常例とする場合の通勤手当は、実費とする。

ただし、1ヶ月当たりの上限を50,000円とする。

- 4 自家用自動車、オートバイ、自転車その他を使用して通勤することを常例とする場合の通勤手当は、法人職員の例による。

(役員の旅費)

第6条 役員が出張したときは、旅費を支給する。ただし、片道2キロメートル未満の場合は旅費を支給しない。

- 2 旅費の種類は、交通費（鉄道料金、乗船料金、車賃及び航空運賃等）、宿泊費、日当、その他の費用とする。ただし、指定地域への出張の場合は、日当を支給しない。

(旅費の計算)

第7条 県内旅行及び県外旅行の旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- 2 交通費、宿泊費、日当及びその他の費用は、別表3に定める額とする。
- 3 外国旅行の旅費は、その都度旅行内容等を考慮して計算する。
- 4 理事長が公共交通機関を利用して出張した場合において、通勤手当の対象となる経路と重複するときは、その経路に係る交通費は支給しない。

(支給の時期)

第8条 理事長の報酬等は、毎月初日から末日までの分を翌月15日（この日が休日にあたるときは前日）に支給する。

- 2 理事長以外の役員の報酬等は、会議等に参加又は法人業務に従事した都度、支給する。
- 3 県外旅行及び外国旅行については、旅費の概算払いをすることができる。この場合は、当該旅行を完了した後速やかに清算しなければならない。

(支給の手段)

第9条 報酬等は、通貨をもって直接本人に支給することを原則とする。ただし、本人の同意を得て本人が指定する銀行その他の金融機関の本人の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第10条 自家用自動車又はオートバイを使用して通勤又は出張する場合、路程に1キ

- ロメートル未満の端数を生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てる。
- 2 通勤手当の計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
 - 3 旅費の計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。
 - (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 法人は、この規程を役員報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

- 2 社会福祉法人かながわ共同会理事長及び常務理事の報酬等に関する規程並びに社会福祉法人かながわ共同会役員等旅費支給規程（以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 旧規程の規定による報酬等で平成29年6月23日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

別表 1 (指定地域)

1 理事長

法人事務局の所在地	指定地域
<p>神奈川県 厚木市</p>	<p>東京都 八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市</p> <p>神奈川県 横浜市（保土ヶ谷区、戸塚区、旭区、緑区、瀬谷区、泉区、青葉区、都筑区） 川崎市（多摩区、宮前区、麻生区） 相模原市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、高座郡寒川町、中郡、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡</p> <p>静岡県 御殿場市、駿東郡小山町</p>

2 理事長以外の役員

自宅の住所	指定地域
<p>神奈川県（相模原市緑区（青根、青野原、青山、太井、小原、小淵、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、鳥屋、長竹、中野、名倉、根小屋、日連、牧野、又野、三井、三ヶ木、吉野、与瀬、与瀬本及び若柳に限る。以下同じ。）、小田原市、南足柄市、足柄上郡及び足柄下郡を除く。）内</p>	<p>東京都 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市</p>
<p>相模原市緑区</p>	<p>東京都 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市</p> <p>山梨県 上野原市、南都留郡道志村</p>
<p>小田原市、南足柄市、足柄上郡及び足柄下郡</p>	<p>東京都 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、</p>

	府中市、調布市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市 静岡県 沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、駿東郡
東京都（島を除く。）	東京都（島を除く。）

別表2（報酬額）

役職名	勤務形態	金額
理事長	非常勤	月額 440,000 円
理事	非常勤	日額 20,000 円
監事	非常勤	日額 20,000 円

別表3（旅費）

1 交通費

方法	金額
公共交通機関	実費
自家用自動車等	1キロメートルにつき 25 円 (オートバイは2分の1の額)

2 宿泊費

金額
実費（1夜につき 20,000 円以内）

3 日当

金額
日額 1,000 円

4 その他の費用

金額
実費（資料代、駐車料等）